

労働委員会の窓（令和8年7～9月分）

《 会議関係 》

- 7月6日 第67回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議（愛媛県）
「集団あっせんにおける補佐人の取扱いについて（補佐人として特定社会保険労務士に同席を認めることの可否について）」の1件
- 7月24日 第1258回愛媛県労働委員会総会
「愛媛県労働委員会委員の任命に伴うあっせん員候補者の委嘱について」など10件
- 8月14日 第1363回公益委員会議
「令和8年（不）第1号事件の審査経過について」など3件
- 8月28日 第1259回愛媛県労働委員会総会
「令和8年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修並びに第81回全国労働委員会連絡協議会総会について」など3件
- 9月1日 第43回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会（香川県）
「申立人の主張立証が拡散する場合の審査指揮について」など3件
- 9月4日 第1364回公益委員会議
「全国労働委員会連絡協議会総会の第1議題について」など2件
- 9月25日 第1260回愛媛県労働委員会総会
「令和8年（不）第1号事件の終結について」など4件

《 集団的労使紛争関係 》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
8年(不) 第1号	運輸業	R8.1.28	3	支配介入の禁止 謝罪文の掲示	関与和解 R8.9.15

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
7 月	2 4	3 4
8 月	3 3	6 2
9 月	2 3	4 8
累計（4月～）	1 5 5	2 7 4

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

《お知らせ》

労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会と連携して周知活動を実施しています。

周知月間中は、PRのための特別事業として、労働委員による労使トラブル相談や、職員による夜間電話相談等を次のとおり実施することとしております。

1 労使トラブル夜間電話相談

○日 時：10月15日（木） 17時15分～20時

2 労働委員労使トラブル専門相談

○日 時：10月23日（金） 14時30分～ ※事前予約制

○場 所：愛媛県庁第二別館 労働委員会室（面談方式）



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくても付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

089-912-2996

Mail: raudau@pref.ehime.jp
HP: <http://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>



最低賃金改正のお知らせ

令和8年11月1日から愛媛県最低賃金は、

1時間 1,093 円です。

●業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種支援制度の活用をご検討ください。

■お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 （電話 089-935-5205）

又は、最寄りの労働基準監督署